

平成 21 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社コスモスイニシア  
代表者名 代表取締役社長 町田 公志  
( JASDAQ コード 8844 )  
問合せ先 グループ戦略室長 野崎 勇一  
( TEL. 03-3580-2680 )

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 25 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 40 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 子会社における今後の事業展開に備えるため、事業目的の追加を行うものであります。
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」といいます。）が施行されたことに伴い、以下のとおり変更を行うものであります。
  - ① 決済合理化法附則第 6 条により、当社は株券電子化の施行日（平成 21 年 1 月 5 日）をもって株券を発行する旨の規定を廃止する定款変更決議がされたものとみなされておりますので、現行定款第 6 条を削除するとともに、単元未満株式に係る株券に関する規定及び株券喪失登録簿に関する定め等についても削除するものであります。

ただし、株券喪失登録簿については、決済合理化法の施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。
  - ② 「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、「実質株主」及び「実質株主名簿」に関する定めを削除するものであります。
  - ③ その他、上記変更に伴う条数の変更及び規定の整備等を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 21 年 6 月 26 日
定款変更の効力発生日	平成 21 年 6 月 26 日

以上

(別紙)

(下線は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 (記載省略)</p> <p>(1)～(10) (記載省略)</p> <p>(11) 信託受益権の保有、<u>売買及び仲介</u>に関する業務</p> <p>(12) (記載省略)</p> <p>(新 設)</p> <p><u>(13)</u> (記載省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p><u>(株券の発行)</u></p> <p>第6条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第7条 (記載省略)</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第8条 (記載省略)</p> <p><u>2 当社は、第6条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1)～(3) (記載省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 (記載省略)</p> <p>2 (記載省略)</p> <p>3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿およ</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>(1)～(10) (現行どおり)</p> <p>(11) 信託受益権の保有、<u>売買および仲介</u>に関する業務</p> <p>(12) (現行どおり)</p> <p><u>(13) 労働者派遣に関する業務</u></p> <p><u>(14)</u> (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(削 除)</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第6条 (現行どおり)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1)～(3) (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、</p>

び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。

(株式取扱規則)

第 11 条 当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、株主の権利行使その他株式ならびに新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会の定める「株式取扱規則」による。

(基準日)

第 12 条 (記載省略)

## 第 2 章の 2 優先株式

(A 種優先株式)

第 12 条の 2 (記載省略)

(A 種優先配当金)

- 1 当社は、期末配当金の支払いを行うときは、A 種優先株式を有する株主（以下「A 種優先株主」という。）または A 種優先株式の登録株式質権者（以下「A 種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、かつ第 12 条の 5 の定める支払順位に従い、A 種優先株式 1 株につき次号に定める額の金銭（以下「A 種優先配当金」という。）を支払う。但し、当該事業年度において次項に定める A 種優先中間配当金を支払ったときは、当該 A 種優先中間配当金を控除した額とし、これに優先して支払われる A 種累積未払配当金は控除しないものとする。

(2) (記載省略)

(A 種優先中間配当金)

- 2 当社は、中間配当金の支払いを行うときは、A 種優先株主または A 種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、かつ第 12 条

当社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第 10 条 当社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、株主の権利行使その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会の定める「株式取扱規則」による。

(基準日)

第 11 条 (現行どおり)

## 第 2 章の 2 優先株式

(A 種優先株式)

第 11 条の 2 (現行どおり)

(A 種優先配当金)

- 1 当社は、期末配当金の支払いを行うときは、A 種優先株式を有する株主（以下「A 種優先株主」という。）または A 種優先株式の登録株式質権者（以下「A 種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、かつ第 11 条の 5 の定める支払順位に従い、A 種優先株式 1 株につき次号に定める額の金銭（以下「A 種優先配当金」という。）を支払う。但し、当該事業年度において次項に定める A 種優先中間配当金を支払ったときは、当該 A 種優先中間配当金を控除した額とし、これに優先して支払われる A 種累積未払配当金は控除しないものとする。

(2) (現行どおり)

(A 種優先中間配当金)

- 2 当社は、中間配当金の支払いを行うときは、A 種優先株主または A 種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、かつ第 11 条

の5の定める支払順位に従い、前項第(2)号に定める額の2分の1を限度(かかる限度額からは、これに優先して支払われるA種累積未払配当金は控除しない。)として、取締役会の決議で定める額の金銭(以下「A種優先中間配当金」という。)を支払うものとする。

(累積条項)

3 ある事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して支払う1株当たり配当金(中間配当金を含む。)の額が第1項第(2)号に定めるA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積するものとする(以下「A種累積未払配当金」という。)。A種累積未払配当金は、翌事業年度以降、第12条の5の定める支払順位に従い、全ての種類の株主に対する配当金に先立って支払われるものとする。

(非参加条項)

4 (記載省略)

(残余財産の分配)

5 当会社の残余財産の分配をするときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、かつ第12条の5の定める支払順位に従い、A種優先株式1株につきA種優先株式の発行価額(1株につき1,000円)にA種累積未払配当金相当額および1株につき残余財産の分配日の属する事業年度におけるA種優先配当金の額を残余財産の分配日の属する事業年度の初日から残余財産の分配日までの日数(初日および分配日を含む。)で日割り計算した額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)を加えた金額を支払う。但し、当該事業年度においてA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額を支払うものとする。A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

6～10 (記載省略)

の5の定める支払順位に従い、前項第(2)号に定める額の2分の1を限度(かかる限度額からは、これに優先して支払われるA種累積未払配当金は控除しない。)として、取締役会の決議で定める額の金銭(以下「A種優先中間配当金」という。)を支払うものとする。

(累積条項)

3 ある事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して支払う1株当たり配当金(中間配当金を含む。)の額が第1項第(2)号に定めるA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積するものとする(以下「A種累積未払配当金」という。)。A種累積未払配当金は、翌事業年度以降、第11条の5の定める支払順位に従い、全ての種類の株主に対する配当金に先立って支払われるものとする。

(非参加条項)

4 (現行どおり)

(残余財産の分配)

5 当会社の残余財産の分配をするときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、かつ第11条の5の定める支払順位に従い、A種優先株式1株につきA種優先株式の発行価額(1株につき1,000円)にA種累積未払配当金相当額および1株につき残余財産の分配日の属する事業年度におけるA種優先配当金の額を残余財産の分配日の属する事業年度の初日から残余財産の分配日までの日数(初日および分配日を含む。)で日割り計算した額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)を加えた金額を支払う。但し、当該事業年度においてA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額を支払うものとする。A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

6～10 (現行どおり)

<p>(B種優先株式) 第 12 条の 3 (記載省略) (B種優先配当金)</p> <p>1 当社は、期末配当金の支払いを行うときは、B種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）またはB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、かつ第 12 条の 5 の定める支払順位に従い、B種優先株式 1 株につき次号に定める額の金銭（以下「B種優先配当金」という。）を支払う。但し、当該事業年度において次項に定めるB種優先中間配当金を支払ったときは、当該B種優先中間配当金を控除した額とし、これに優先して支払われるB種累積未払配当金は控除しないものとする。</p> <p>(2) (記載省略)</p> <p>(B種優先中間配当金)</p> <p>2 当社は、中間配当金の支払いを行うときは、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、かつ第 12 条の 5 の定める支払順位に従い、前項第(2)号に定める額の 2 分の 1 を限度（かかる限度額からは、これに優先して支払われるB種累積未払配当金は控除しない。）として、取締役会の決議で定める額の金銭（以下「B種優先中間配当金」という。）を支払うものとする。</p> <p>(累積条項)</p> <p>3 ある事業年度においてB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して支払う 1 株当たり配当金（中間配当金を含む。）の額が第 1 項第(2)号に定めるB種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積するものとする（以下「B種累積未払配当金」という。）。B種累積未払配当金は、翌事業年度以降、第 12 条の 5 の定める支払順位に従い、全ての種類の株主に対する配当金に先立って支払われるものとする。</p> <p>(非参加条項)</p> <p>4 (記載省略)</p>	<p>(B種優先株式) 第 11 条の 3 (現行どおり) (B種優先配当金)</p> <p>1 当社は、期末配当金の支払いを行うときは、B種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）またはB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、かつ第 11 条の 5 の定める支払順位に従い、B種優先株式 1 株につき次号に定める額の金銭（以下「B種優先配当金」という。）を支払う。但し、当該事業年度において次項に定めるB種優先中間配当金を支払ったときは、当該B種優先中間配当金を控除した額とし、これに優先して支払われるB種累積未払配当金は控除しないものとする。</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(B種優先中間配当金)</p> <p>2 当社は、中間配当金の支払いを行うときは、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、かつ第 11 条の 5 の定める支払順位に従い、前項第(2)号に定める額の 2 分の 1 を限度（かかる限度額からは、これに優先して支払われるB種累積未払配当金は控除しない。）として、取締役会の決議で定める額の金銭（以下「B種優先中間配当金」という。）を支払うものとする。</p> <p>(累積条項)</p> <p>3 ある事業年度においてB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して支払う 1 株当たり配当金（中間配当金を含む。）の額が第 1 項第(2)号に定めるB種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積するものとする（以下「B種累積未払配当金」という。）。B種累積未払配当金は、翌事業年度以降、第 11 条の 5 の定める支払順位に従い、全ての種類の株主に対する配当金に先立って支払われるものとする。</p> <p>(非参加条項)</p> <p>4 (現行どおり)</p>
---	--

(残余財産の分配)

5 当会社の残余財産の分配をするときは、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、かつ第12条の5の定める支払順位に従い、B種優先株式1株につきB種優先株式の発行価額（1株につき1,000円）にB種累積未払配当金相当額および1株につき残余財産の分配日の属する事業年度におけるB種優先配当金の額を残余財産の分配日の属する事業年度の初日から残余財産の分配日までの日数（初日および分配日を含む。）で日割り計算した額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）を加えた金額を支払う。但し、当該事業年度においてB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額を支払うものとする。B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

6～10 (記載省略)

(C種優先株式)

第12条の4 (記載省略)

(C種優先配当金)

1 当会社は、期末配当金の支払いを行うときは、C種優先株式を有する株主（以下「C種優先株主」という。）またはC種優先株式の登録株式質権者（以下「C種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、かつ第12条の5の定める支払順位に従い、C種優先株式1株につき次号に定める額の金銭（以下「C種優先配当金」という。）を支払う。但し、当該事業年度において次項に定めるC種優先中間配当金を支払ったときは、当該C種優先中間配当金を控除した額とし、これに優先して支払われるC種累積未払配当金は控除しないものとする。

(2) (記載省略)

(C種優先中間配当金)

2 当会社は、中間配当金の支払いを行うときは、C種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通

(残余財産の分配)

5 当会社の残余財産の分配をするときは、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、かつ第11条の5の定める支払順位に従い、B種優先株式1株につきB種優先株式の発行価額（1株につき1,000円）にB種累積未払配当金相当額および1株につき残余財産の分配日の属する事業年度におけるB種優先配当金の額を残余財産の分配日の属する事業年度の初日から残余財産の分配日までの日数（初日および分配日を含む。）で日割り計算した額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）を加えた金額を支払う。但し、当該事業年度においてB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額を支払うものとする。B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

6～10 (現行どおり)

(C種優先株式)

第11条の4 (現行どおり)

(C種優先配当金)

1 当会社は、期末配当金の支払いを行うときは、C種優先株式を有する株主（以下「C種優先株主」という。）またはC種優先株式の登録株式質権者（以下「C種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、かつ第11条の5の定める支払順位に従い、C種優先株式1株につき次号に定める額の金銭（以下「C種優先配当金」という。）を支払う。但し、当該事業年度において次項に定めるC種優先中間配当金を支払ったときは、当該C種優先中間配当金を控除した額とし、これに優先して支払われるC種累積未払配当金は控除しないものとする。

(2) (現行どおり)

(C種優先中間配当金)

2 当会社は、中間配当金の支払いを行うときは、C種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通

登録株式質権者に先立ち、かつ第 12 条の 5 の定める支払順位に従い、前項第 (2) 号に定める額の 2 分の 1 を限度 (かかる限度額からは、これに優先して支払われる C 種累積未払配当金は控除しない。) として、取締役会の決議で定める額の金銭 (以下「C 種優先中間配当金」という。) を支払うものとする。

(累積条項)

- 3 ある事業年度において C 種優先株主または C 種優先登録株式質権者に対して支払う 1 株当たり配当金 (中間配当金を含む。) の額が第 1 項第 (2) 号に定める C 種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積するものとする (以下「C 種累積未払配当金」という。)。C 種累積未払配当金は、翌事業年度以降、第 12 条の 5 の定める支払順位に従い、全ての種類の株主に対する配当金に先立って支払われるものとする。

(非参加条項)

- 4 (記載省略)

(残余財産の分配)

- 5 当会社の残余財産の分配をするときは、C 種優先株主または C 種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、かつ第 12 条の 5 の定める支払順位に従い、C 種優先株式 1 株につき C 種優先株式の発行価額 (1 株につき 1,000 円) に C 種累積未払配当金相当額および 1 株につき残余財産の分配日の属する事業年度における C 種優先配当金の額を残余財産の分配日の属する事業年度の初日から残余財産の分配日までの日数 (初日および分配日を含む。) で日割り計算した額 (円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。) を加えた金額を支払う。但し、当該事業年度において C 種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額を支払うものとする。C 種優先株主または C 種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

- 6～11 (記載省略)

登録株式質権者に先立ち、かつ第 11 条の 5 の定める支払順位に従い、前項第 (2) 号に定める額の 2 分の 1 を限度 (かかる限度額からは、これに優先して支払われる C 種累積未払配当金は控除しない。) として、取締役会の決議で定める額の金銭 (以下「C 種優先中間配当金」という。) を支払うものとする。

(累積条項)

- 3 ある事業年度において C 種優先株主または C 種優先登録株式質権者に対して支払う 1 株当たり配当金 (中間配当金を含む。) の額が第 1 項第 (2) 号に定める C 種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積するものとする (以下「C 種累積未払配当金」という。)。C 種累積未払配当金は、翌事業年度以降、第 11 条の 5 の定める支払順位に従い、全ての種類の株主に対する配当金に先立って支払われるものとする。

(非参加条項)

- 4 (現行どおり)

(残余財産の分配)

- 5 当会社の残余財産の分配をするときは、C 種優先株主または C 種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、かつ第 11 条の 5 の定める支払順位に従い、C 種優先株式 1 株につき C 種優先株式の発行価額 (1 株につき 1,000 円) に C 種累積未払配当金相当額および 1 株につき残余財産の分配日の属する事業年度における C 種優先配当金の額を残余財産の分配日の属する事業年度の初日から残余財産の分配日までの日数 (初日および分配日を含む。) で日割り計算した額 (円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。) を加えた金額を支払う。但し、当該事業年度において C 種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額を支払うものとする。C 種優先株主または C 種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

- 6～11 (現行どおり)

<p>(優先順位) 第 12 条の 5 (記載省略)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 13 条～第 17 条 (記載省略)</p> <p>(種類株主総会) 第 17 条の 2 第 14 条、第 15 条および第 17 条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。 2 第 12 条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>第 18 条～第 46 条 (記載省略)</p> <p style="text-align: right;">(新 設)</p> <p style="text-align: right;">(新 設)</p> <p style="text-align: right;">(新 設)</p> <p style="text-align: right;">(新 設)</p>	<p>(優先順位) 第 11 条の 5 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 12 条～第 16 条 (現行どおり)</p> <p>(種類株主総会) 第 16 条の 2 第 13 条、第 14 条および第 16 条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。 2 第 11 条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>第 17 条～第 45 条 (現行どおり)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第 1 条</u> 当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p><u>第 2 条</u> 当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会の定める「株式取扱規則」による。</p> <p><u>第 3 条</u> 本附則第 1 条から本条までの規定は、平成 22 年 1 月 6 日をもってこれを削除する。</p>
---	--

以 上